

審査情報提供事例について

審査支払機関における診療（調剤）報酬に関する審査は、国民健康保険法及び各法、療担規則及び薬担規則並びに療担基準、診療（調剤）報酬点数表並びに関係諸通知等を踏まえ各審査委員会の医学的見解に基づいて行われています。

他方、高度多様化する診療内容についての的確、かつ、迅速な審査を求められており、各審査委員会から自らの審査の参考とするため、他の審査委員会の審査状況について知りたいとの要望のある事例について、平成17年度より全国調査を実施し、各審査委員会及び国保連合会間で情報の共有をしてみました。

今般、審査の公平・公正性に対する関係方面からの信頼を確保するため、審査上の一般的な取扱いについて、「審査情報提供事例」として広く関係者に情報提供することといたしました。

今後、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会等で協議を重ね提供事例を逐次拡充させることとしております。

なお、療担規則等に照らして、それぞれの診療行為の必要性、妥当性などに係る医学的判断に基づいた審査が行われることを前提としていますので、本提供事例に示されている方向性がすべての個別事例に係る審査において、画一的あるいは一律的に適用されるものでないことにご留意願います。

平成23年3月

【国保】

D-349 PR3-ANCA(ANCA 関連血管炎)の算定について

《令和 6 年 12 月 5 日新規》

《令和 8 年 6 月 1 日更新》

○ 取扱い

ANCA 関連血管炎に対する D014「31」PR3-ANCA の算定は、原則として認められる。

○ 取扱いの根拠

ANCA 関連血管炎には①顕微鏡的多発血管炎、②多発血管炎性肉芽腫症、③好酸球性多発血管炎性肉芽腫症の 3 つの疾患が含まれる。好中球細胞質に対する自己抗体である ANCA（anti-neutrophil cytoplasmic antibodies）が検出されることが多く、共通する症状を呈する。ANCA には主として PR3-ANCA（抗好中球細胞質プロテナーゼ 3 抗体）と MPO-ANCA（抗好中球細胞質ミエロペルオキシダーゼ抗体）の 2 つのタイプがある。これらの抗体は、間接蛍光抗体法で染色すると、PR3-ANCA は好中球の細胞質が均一に染まり（C-ANCA）、MPO-ANCA は好中球の核の周囲が染まり（P-ANCA）、2 つの染色パターンを示す。PR3-ANCA は②で陽性になることが多く、特異度も高く、他の ANCA 血管炎との鑑別に必須の検査である。

以上のことから、ANCA 関連血管炎に対する D014「31」PR3-ANCA の算定は、原則として認められると判断した。